

令和6年度 第3回四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会 会議録

1.日時:令和7年3月25日(火)15時00分~16時45分

2.場所:四條畷市役所本館2階ミーティングルーム

3.出席者:(委員)9名

窪 委員(会長)、河江委員(副会長)、青柳 委員、鈴木 委員、田中 委員、
平田 委員、南畑 委員、森田 委員、吉田 委員

(事務局)3名

太田(人権・市民相談課長)

宇都宮(人権・市民相談課長代理兼主任)

織田(人権・市民相談課主査)

●窪会長

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、令和6年度第3回四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会を開催したいと思います。

それでは、審議に入ります前に、まず、定足数の確認についてご報告いたします。本日は委員10人中、9名の委員にご出席をいただいております。過半数となっていることから、四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会規則第3条第2項の規定により、会議が成立していることをご報告させていただきます。

それではまず、本協議会の公開、非公開について決定したいと思います。四條畷市では、審議会等の会議につきましても、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則として公開することとされていますので、皆さま特に異議がなければ公開するというにしたいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

ありがとうございます。続きまして、本会議の議事録についても、先ほど申し上げた指針に基づき、作成が義務付けられており、その記載内容につきましても、審議の経過が分かるように、各委員の氏名を記載の上、発言内容を明確にして記録することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議を始めたいと思います。案件の1つめ、「前回会議からの経過について」となっています。事務局より説明をお願いします。

●事務局

それではご説明させていただきます。

前回の会議から約4カ月経っておりますので、まずはこの間の経過についてご説明させていただこうと思います。まずは資料番号1をご覧ください。

前回のこの会議が、資料にありますとおり昨年11月26日に開催をしております、パブリックコメント前の「原案」について議論いただき、様々なご意見をいただいたところです。いただいたご意見を踏まえ、その後、庁内会議に移り、中堅職員からなる専門部会は都合によりメールによる意見照会を行い、最終的に12月18日の幹部職員による本部会議により議論を行い、パブリックコメント前の原案を確定させたといった会議の流れになっております。まず最初に、少し順番前後しますが、12月18日に行われた本部会議での意見を受けた修正点についてご説明させていただきます。

細かな文言の修正部分は割愛させていただきます、大枠の修正だけ説明します。大きくは1点だけですが、資料を1枚めくってもくじをご覧ください。

通常、こういった計画の構成として、①まず序論として上位団体である国や府の取り組みとか、計画の相関関係についての記述があって、②次に今ある課題の抽出や設定、③それからその課題解決に向けた取り組みといった構成というか計画の型になっていることが多く、この基本方針も章の構成はそういった形となっており、第2章で女性や子どもなどの個別の人権課題を設定させていただき、第3章でその解決に向けた方針となっています。

今回修正したのは、そういった基本的な計画の型に沿うように、第2章の女性や子どもなどの個別の人権課題がある中に入り込んでいた行動指針だけをそのまま抜き出して、第3章に第2節を立てて、そこに個別課題ごとの基本方針を移動させるという変更を行っています。35ページ以降をパラパラめくっていただくと、それぞれの個別の課題の行動指針だけが並んでいるのが分かるかと思います。これについては、内容を変えた訳ではなく、全体の並びを変えて、第3章の中に、人権行政の課題解決に向けた具体的な行動指針をまとめた、というだけになりますので、そういうものかご理解いただければと思います。

これを踏まえまして、前回11月のこの審議会でいただいた様々な意見とその対応についてご説明させていただきます。基本的にはいただいた意見は可能な限りこの基本方針案に反映させていただいているところでして、前回の会議から時間がたっておりますので、おさらいも兼ねて修正箇所について、時間の関係もありますのでかいつまんでになりますがご説明させていただきます。

まず10ページをご覧ください。

子どもの人権に関する部分で、3段落目、「一方で」の2行目、森田委員からのご意見だったかと記憶していますが、子ども食堂に関する文言を追記しています。

次に12ページの高齢者から15ページの障がいのある人の人権のところ、これも森田委員からご意見をいただきまして、社会福祉協議会との連携といった観点をいくつか追記しています。その他、障がいのある人の人権の箇所で、何人からの委員から、ダイバーシティやノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョンといった横文字表現が分かりにくいといった意見がありましたので、日本語の表現に言いかえています。

22ページからのインターネットに関する人権侵害のところでは、平田委員からの文言修正のご指摘を反映しているほか、平田委員はほか全般的に文言のご指摘をいただいておりますので、修正させていただきます。インターネットの関係のところで言いますと、デジタル難民への配慮や支援といった観点についてのご意見をいただきましたので、課題のひとつとして追記しています。

30ページからの第3章では、青柳委員から、全体的に文字の量が多くて読みにくいといったご意見をいただきましたので、この3章から4章までを全体的に文章を簡略化しています。第3章の中身の部分では、吉田委員から「部局横断的な取り組みの重要性」「協働の再定義」「職員研修」「定期的な実態調査」など、幅広くご意見をいただいておりますので、可能な限り方針へ盛り込むよう修正を行っています。

33ページ下段の行動指針の人権教育の部分については、河江副会長から、教育委員会との連携の観点であったり、教員だけでなく、児童・生徒への人権教育の重要性といったご意見をいただきましたので、その旨追記しています。

35ページからは、最初に説明させていただいたとおり、個別の人権課題ごとの行動指針を抜き出してまとめています。

37ページの障がいのある人の人権の箇所では、田中委員から、障がいのある方への確実な情報伝達への配慮についてのご意見をいただきましたので、追加するとともに、森田委員からバリアフリー化についての意見をいただきましたので、併せて行動指針へ追加しています。

最後に45ページからの用語集につきましては、青柳委員からの言い回しの統一について修正を行っている状況です。

以上、前回の会議から、2回の庁内会議を経て基本方針の原案として固め、1月15日～2月14日までの間、パブリックコメントを行いまして、この原案について市民に広く意見を募りました。結果、提出された意見がなかったため、当初予定していた意見に対する市の回答を協議する庁内会議を取りやめ、スケジュールを前倒しする形で本日、最後の審議会として答申をいただくといった運びとなっております。

前回の会議からこれまでの経過についての説明は以上となります。

●窪会長

ありがとうございます。ただ今事務局より、ご説明をいただきました。皆さま何かご意見等ございますでしょうか。いいですか。

それでは続きまして、案件の2つめ、「四條畷市人権行政基本方針(案)について(答申)」となっております。事務局より説明をお願いします。

●事務局

先ほどお話をさせていただいたとおり、本日が基本方針の改定について検討する最後の審議会となりますので、「答申」という形で、基本方針の改定案について、審議会としての一定の答えを市に返しいただくこととなります。答申自体は手続き上の言葉なので、あまり意味はないのですが、具体的なイメージの参考として、資料番号の3をご覧ください。

こちらが前回の基本方針改定時、約10年前にいただいた答申書になります。形の上では、

この答申書を鑑に、これまで議論を重ねてきた基本方針案を添えて市にお返しいただき、最終的な議論を市で行い、市長による決裁の後に成案化するという流れになります。

答申書の内容については特に決まったルールはないのですが、この資料番号3の時は、表面に計画案についての「総論的な意見」、裏面に、字句等の修正などの「各論的意見」ということでいただいていたようです。

1点だけご注意くださいのが、あくまで参考ということで、前回と今回は検討の過程が違っておりまして、前回10年前は、市内部で改定案を作りこみ、パブリックコメントも行った後で、最終的に1発勝負といいますが、1回限りの検討ということで審議会に諮問し、結果いただいた答申がこの資料番号3ということになります。

今回は、ご存知のとおり作り上げる段階に審議会と市が並走するような形で検討案を作りこんできたといった過程がありますので、この資料番号3の答申書はあくまで参考、イメージを持っていただくためのものということでご注意願いたいと思います。

具体的には、裏面の各論的意見にあるような、文言や言い回しについては、これまでも議論を重ねてきておりますし、また本日ご意見をいただくことも可能ですので、字句などの修正については、資料3の各論的意見のようなものは不要になってくるのではと考えております。

本日は、先ほども申し上げたとおり、10年前とは違い、行政とともに議論を積み上げてきた過程を経ての最後の検討ということになりますので、答申書自体は10年前と比べて一定シンプルになるのかなと考えております。「令和6年10月16日諮問のあった基本方針案についてはこれまでの議論の結果別添案のとおりです」といった形にはなってくるのかなというふうには考えております。

それに加えて、例えば付帯的な意見を答申書に沿えることも可能ですが、あまり具体的過ぎる意見を添えると、なぜこれまでの審議会でも議論して案に盛り込んでいないんだ、といった形にもなりますので、付け加えるのであれば、資料番号3の答申書の総論的意見のような、今後の市の取り組みの姿勢や方向性などに対する要望的なご意見を添えて市に返すといったような形になってくるのではないかと考えております。

本日はこういったテーマという観点で、大きくは資料番号2の基本方針案についての最終検討と、答申書の内容についての検討、この2点についてご議論いただければと考えております。説明は以上です。

●窪会長

質問ですけれども、総論的意見と各論的意見とありますが形式自体はこのまま変えずに残すというかたちになるのでしょうか。

●事務局

それも含めて特に決まりはないので、少なくとも裏面の各論的意見というのはこれまでご意見をいただいてきた経過もありますし、今日いただくこともできますので、不要になってくるのかなと思います。前回は一発勝負でお願いしたので、文言についての意見も出てきたのかなと思います。それ以外の部分については、これに沿う必要もないですし、あくまでイメージをもつための参考ということで提供させていただいています。

●窪会長

ありがとうございます。と、申しますのは、今回吉田委員から建設的なご意見をもらっている訳ですが、吉田さんから言っていたいただいたほうがいいでしょうか。

●事務局

吉田委員から答申に添えてはどうか、と事前にご意見をいただいていたので、机上配布させていただきます。よろしくお願いします。

●窪会長

どうしましょう。事務局からご説明いただいたように、本日が人権行政基本方針について最後の議論ということで、昨年諮問いただいたものに対して、市に答申というかたちでお返しすることが令和6年度の我々の最後の仕事ということになります。これまで様々な議論を重ねてきた基本方針について最後のご意見をお聞きしたいところですが、まずは吉田さんから、事前に出していただいたので、何かありましたらお願いしたいと思います。

●吉田委員

事務局からもあったように今日が最後ということで、あまり時間をかけられないということと、さっきも説明があったように、行政と委員の間でキャッチボールをしながらやってきたという前提がありますので、あくまで会長がおっしゃったように自分としては、答申に向けた付帯的な意見という扱いとしていただきたいと思っています。つきましては、総論的な意見として思いをお伝えしたいと思います。

やっぱり基本方針をもとに各課がいろんな施策をうっていく時に、やってはならないという守りの施策展開ではなくて、例えば大阪高裁で女性のカップルの婚姻は認められるべきだという判決がでましたよね。我々は憲法を一番大事な法律として、その中に書かれている市民の権利を実現することが行政として大事なことだと思っています。そういう意味ではこれまでの守りから権利保障、攻めの改革を展開していかなければいけないということが1つ。

それから、基本方針の中にはあまり見受けられなかったのですが、行政側から見た時の市民の関わり方というのが文言的に指摘されている中で、協働というのはどんな分野であっても大事なことだと思っています。相互の信頼をもう一度しっかり結び直すことが必要ではないかと思っています。今後そういう議論を再開していただけたらなど。

私は「行政と市民の協働指針」のつくりこみに関わらせていただきました。その時は、行政側の各課と区長会、婦人会、NPOなど各種団体のいろんなメンバーが集まって1年間議論しました。市民側から私はこれだけやっているのに、なんで行政は見てくれないのとか、いろんな意見がありました。その中で私たちにできないことは行政にお願いするし、行政だけではできないことは私たちも協力する、という立場をしっかりとルール化しようということで、最終1年間経って、「私が～」という人がだんだん変化してきたんです。そのルールができた以上に、そこに関わっていた人たちの変化がすごかった。今後そういう議論ができれば新たなステージの中で人権だけじゃなく、いろんな分野で新たな自治が生まれるのではないかと思います。

この10年間は振り返ってみると、重大な事故や事件が起きています。10年単位でこの計画を見直していくわけですがけれども、これからの計画の時代背景、情勢というのは、これからやっていくにあたって一番大事だと思います。国、世界、日本、地域の情勢の認識をしっかりと共有していきましょう。これは基本方針の中で謳うというよりは、例えば新市長がこういう思い

でつくりこみ、方針を活かしていくんだという決意の表明として述べていただければと思っています。

修正意見の中で言うていただきましたが、行政のすべてが人権行政だと。税も保険も福祉も全て人権だという大前提を行政側もしっかり位置づけをしていただいた上で、例えば自殺の問題とか、貧困の問題はどこかの課だけでできるというわけではなく、相互の連携が今まで以上に必要になってくる、ということが大前提においていただきたいというのが、付帯的な意見です。各論については字句修正や今後の課題の考え方ということで書かせていただきました。答申について付帯的な意見として提出いたしました。以上です。

●窪会長

吉田さんのご意見について他に何かありますでしょうか。

ないでしょうか。そしたら次に進みます。他に何か資料2について委員のみなさんのご意見をいただきたいと思います。

章ごとにやっていきましょうか。第1章について何かご意見等いただけたらと思います。各論の中で、吉田さんが2ページと4ページについておっしゃっていただいたと思うのですが、付け加えることなどありましたら、ぜひお願いします。

●吉田委員

2ページ目の30行目ですが、基本的人権を最大限保障する、というのは最大も最小もなく保障するというのが基本だと思います。

4ページの6行目。人権はやはり普遍的な概念であり、その根源となる部分は変わるものではないと私は理解していますけれども。これは少し議論がいるのかなと思います。

●窪会長

人権はそうした側面があるというわけではなく、そもそも普遍的なものだということを強調したいという吉田さんの意見ですね。よろしいですか。

では、第2章お願いします。本市における主要な課題のところですね。

女性の人権にいきましょうか。

では吉田さんからお願いできますでしょうか。

●吉田委員

ひとつの分析のあり方だと思うんですけども、本文では必ずしも人権への関心の高まりが人権侵害事案の減少に必ずしもつながっているわけではありません、ということなんです。

一つは今回の改訂にあたって「必ずしも」と書いたんですけども、例えば子どもの虐待もそうですけども、子どもや親の権利意識や認知件数が増加することは、権利意識が覚醒することで、今までないがしろにされていたのが、実際には権利侵害であったということが本人も周りも理解することによって、それが数字として出てくるのかなど。それで件数が増加したという見方ができるのかなど。あがってきたものをどう減らしていくかという方向性は一緒なんです。認知件数が増えるということは悪いことではない、という理解をしたいと思っています。表現の問題ではなく、文言についての考え方を少し言いたかったんです。

●窪会長

今おっしゃった形の文章を付け加えるような形にした方がよろしいでしょうか。

認知件数が増加したということは、積極的な面も見逃せないということを付け加えるような形にしますか。

●事務局

吉田委員の意見については、委員のみなさんは今日初めて見られたと思うんですけども、この点に関してはおっしゃるとおりだと思っています。今の案と吉田委員の観点が違うということで、文章のつくりで修正できるかなと思います。

●窪会長

委員の中には相談員もいるのですが、こういう認知件数が増えるというとは、相談窓口における成果もあるのではないかなと思います。

他に何かありますか。

では、次吉田さんの方からよろしくお願いします。

●吉田委員

あじさいプランとの兼ね合いもあるのですが、「人権とは男女の区別によらず」のところなんですけれども、人権とは一人の人間として保障されるものであって、いろんな取り組みや法律ができたと思うんですが、女性差別というのは存在しているという現状認識だけ文言として必要があるのかなと。下段のところ、しかしながら日本の男女格差はまだまだ重要な課題としてあるということで指摘はされているのですが、最初のところで、そのこともしっかり伝える必要があるのかなと思いました。

●窪会長

今の吉田委員の意見について何かありますか。なければ次にいきます。

7ページの文言について、吉田さんお願いできますか。

●吉田委員

ニュアンス的なものですが、7ページの6行目、「担保」より「保障」の方がいいと思います。

●窪会長

ありがとうございます。

横文字がいっぱい出てくるので修正しましたとのことですが、ここも「ドメスティックバイオレンス」とか「セクシャルハラスメント」「マタニティハラスメント」が出てくるんですが、家庭内暴力とか性的嫌がらせとか母親いじめとか、日本語にできると思うんですね。ここだけ残っているのは事務局内で何か議論があったんでしょうか。

●事務局

ここは10年前と比べると認知度が先ほどの「ソーシャルインクルージョン」等よりは進んできていて、前は注釈がついて用語集にも載せていたのですが、今回それも取っています。それぐらい認知が進んでいるのではないかと思いますので、あえて残しています。

●窪会長

分かりました。今の状況を考えてということによろしいでしょうか。

●事務局

男女共同参画のあじさいプランの調査では、「ジェンダー」の用語の認知度は前回調査では50%、60%だったのが、今回では90%台になったというのが出ているので、それと一緒に

はないですけれども、一定認知度が上がってきているのかなと考えております。

●青柳委員

例えばハラスメントですけれども、今はハラスメントの種類が多いですよ。その辺はどうでしょうか。パワハラやセクハラはよく耳にしますが、実際他にもいろいろありますよね。

●窪会長

どうでしょうか。嫌がらせとかにしますか。

●青柳委員

やっている人は嫌がらせと思っていないけれども、当事者がどうかというのが、認識ができない人も多いというのが重要ではないかなと。今ハラスメントは53個あるそうです。そのことが一種差別や人権侵害に関係しているのかなと思います。

●窪会長

表現自体に何か提案はありますか。

●青柳委員

ここを変えるというわけではなく、後ろにプラスしていただけたらと思います。

あと、前に男性の人権はどうかという話をしたことがあったと思います。いろいろな課題を見ても、男性の人権という話はなくて、男性の方が相談に来られた時に思ったのですが、男性も相談していいんだと言われる。抱え込んでいる方も中にはいらっしゃるのではないかと。男性のDV被害者の方もいらっしゃいます。10年間変わらないものだと思うと、男性のことも入れてほしいなど。

35ページの行動指針の中を見ると、女性の人権のことですが、男女両方の話が載っていたりするので、項目としてどうしても男性を入れてほしいというわけではなく、そういう文章も入れてほしいと思います。先ほど男性の自殺が多いという話もありました。

相談も女性だけでなく男性の方も相談に来られているという現状がありますので。

●事務局

男性の人権がないといっているわけではなく、DV被害の3割が男性ということもあります。大阪府でも男性用の相談の窓口もあります。現状女性の方がというかたちで入れさせていただいています。この段階で男性の項目を1個つくるのは難しいので、計画期間10年ですが、適宜見直しを行っていくという中で、今いただいた意見を踏まえて答申書の総論の中で、今後10年見据える中で男性の人権を入れる、ということを添えていただく感じだと思います。

●窪会長

ありがとうございます。他に何かありますか。それでは子どもの人権にいきたいと思います。なければまず、吉田さんからお願いします。

●吉田委員

子どもの人権ということで、これも付帯的な総論意見ですけれども、四條畷市で子ども基本条例ができたのが、2016年だったと思うんですけれども、府内で8番目ぐらいだったと思います。府内でもまだ子どもに関わる基本条例があるところはあまりないです。一方で、日本が子どもの権利条約を批准して30年になります。いまだに子どもは親の付属物、対処物みた

いな感じになっていて、子どもが主体となって参画する権利というのはなかなか認められていないのかなと思います。いじめの問題でも子ども自身が手を挙げて、今こんな状況だと言えるようなシステムがあるかという、川西市に子どもの意見を聞く窓口があって、子どもを当事者として意見を聞くという取り組みをやっているところはまだまだ少ないです。せっかくできた基本条例なので、これに基づく行動計画をつくって市、事業所、市民、当事者である子どもも踏まえてどうしていくか。計画制をともなった条例にステップアップしていけないかが一つの意見です。これは人権行政基本方針の中でどうするかというよりは、市全体として子どもをどう捉え、どう街づくりをしていくか、今後の市の展望としてもっていただきたいということで、付帯的な意見として言わせていただきます。

●事務局

所管の部署が別の部署になりますので、ご意見はお伝えいたしますが、中に盛り込めるかは、この場ではお返事しかねます。担当課ではちょうど子ども基本条例に関するパンフレットをリニューアルしたり、取り組んでいるところです。

●吉田委員

条例ができた時に、まずは条例の周知に向けて小学生向けのパンフレットができたと思うんですけども、低学年の子どもたちでも読み取れるかという点も難しいかなと思うので。

●事務局

今回のアンケート調査でも認知度はあまり高くなかったのも、条例の周知からまずはやっていけたらというような状況です。

●窪会長

前回、学校教育の中でも人権についてきちんと教えていこうという発言をさせていただいたら、各個別事業でも反映してくださっているのですが、せっかく条例があるので、学校で教えていくことを強調してくださったらありがたいと思っています。子どもに関しては10ページにきちんとやるということを書き込んでいるのですが、逆にここでは条例の話が出てきていないので、もったいないと思うところがあります。せっかく四條畷市でも子どもについての条例をつくっているのも、もし可能であれば一言添えてもいいと思います。

●事務局

36ページの行動指針をまとめている2つめの子どもの人権のところ「子どもの基本条例に即した啓発に努めるとともに」と担当部署の取り組みの方向性として書いている状況です。

●窪会長

なるほど。そちらですね。他に何かありますか。

●平田委員

今後、子どもの調査をするのに教育委員会に手伝ってもらって、子どもがインターネットでどんなアプリを使っているのかとか、もう少し詳細を教育委員会も市民もある程度把握をしておく必要があるのではないかと考えています。

ライブ中継中に若い女性が殺された事件がありました。「ふわっち」というアプリで、配信している人同士で、おひねりの金額でゲームをさせているというものです。亡くなった子は成人していましたが、反社の人達が芸能事務所だと言って、子どもたちをサイトに出演させておひ

ねりを競わせているという話もあります。私も実際、その事件が起きてから「ふわっち」というものがあると知ったんです。

今の状態で、子どもたちがどう遊んでいるということが分からないですし、事件が起きてから知るとい状態なので。大人も子どもの状況を把握しておく必要があるのではと思います。直接は関係ないかもしれませんが、今後アンケートをする際には、詳細が分かるような質問を入れてほしいなと思います。

●窪会長

性的搾取としてサイトを使っているということもありますし、バーチャルリアリティーもそうですね。自分を別のキャラクターにして、他の人と交流するわけですよね。悪い世界に入っていくこともあり得るわけですよね。調べてみないといけないかもしれませんね。

●平田委員

言葉の表現がマイルドになっているんですね。「おひねり」や「投げ銭」、相手につき込むのを「推し活」と言ったり。それは絞り取られているのではと思うようなことも「推し活」という言葉になってしまっていて。子どもでも小学生と中学生では流行っているのが全然違うようなので。

●河江副会長

そうですね、全然違います。

●平田委員

おひねりや投げ銭が子どもの方が集まりやすいということもありますので。子どもが今どんな状態になっているかということ、大人が把握するということが大事なのかなと思います。

●事務局

現場の教員の方がどれくらい取り組まれているかということもありますが、いじめの問題もSNSでのいじめというケースが見えてきているようなので、現場の教員もそうしたケースの対応を求められていくのかなと思います。

●河江副会長

現場もやっていることはやっているのですが、どんどん上へ上へといく状況です。もぐらたたきをするのではなく、小さい頃から SNS はどのように使うのが望ましいのか、自分で判断する力を学校教育で身に着けていかなければと思います。

●平田委員

子どもは子どもの世界で、大人にばらしてはだめだということもあります。

●河江副会長

前から言われている、情報化が進んでいく中でリテラシーの部分をいかに構築していくか、というのが今の課題の一つではあると思います。知っただけではもぐらたたきで上へといってしまうので、根本的に見抜く力を養っていかなくては、ということは現場の教員はおそらくみんな感じているとは思いますが。

●青柳委員

学校の先生だけではなく、親も感じていると思います。親自身もついていけなくなっているのです。

●事務局

方針的には今おっしゃっていただいたような38ページのインターネットの人権侵害のところ
で、学校教育でもインターネットリテラシー教育の実施ということは踏まえています。

●河江副会長

本来は大人もですよ。高齢者を対象にした詐欺もありますし。

●事務局

この計画が成案化して、進捗管理を年1回やっていく中で、こういうところに力を入れてい
てほしいというご意見があれば、担当課にフィードバックさせていただきます。

●青柳委員

女性の相談で、何で知り合ったのかというと、マッチングアプリというのが一時期増えたこ
とがありました。

●河江副会長

前回マッチングアプリというのは必ずしも悪いものではないという話でしたよね。悪い例は一
部だと。

●平田委員

そうですね。

●青柳委員

女子中高生が近くの暇な人を募って、知らない人とご飯を食べに行ってお金をいただくとい
うことをやっているという話を聞いたことがあります。ちょっとしたおこづかい稼ぎができてしま
うのが今です、という話でした。男性のママ活もありますが。

●窪会長

今後ますます状況を知るというのは大事になってきそうですね。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。他に何かありますでしょうか。

では、次に高齢者の人権についてにいきたいと思います。施設における高齢者の虐待につ
いてですが、四條畷市ではいくつか事件があるのでしょうか。

●事務局

前々回の時に、件数がかかなり多いという表現を和らげたんですけども、申し訳ございませ
ん、把握していないです。

●窪会長

ありがとうございます。全国的には事例として出てきてますもんね。

他よろしいでしょうか。では次、障がいのある方の人権について。そしたら吉田さんから願
いできますでしょうか。

●吉田委員

現憲法下において、旧優生保護法の強制不妊手術を受けられた方の違憲判決が出て、今
年の1月から保障に向けた相談窓口が開設されたということです。大阪府下でも2,000人
ぐらゐの対象者がいるのですが、自分から名乗ることができなかつたり、事実が自分の中
でも理解できていないということがあつたようです。確かに障がい者に対する差別を解消する法
律ができましたけれども、生に関わる全人格的な差別というのはあつた。

私も友人の連れ合いが障がい者で、結婚して出産時に子どもはつくらない方がいいのではないかと、強制ではないけれども一時期言われたことがあって。裁判所でそういう判決がでたけれども、今は生まれる前から遺伝子検査で判断ができることで、どこからが生命の誕生と言えるのかは分からないけれども。そういうこともふまえて、障がい者の全人格的な権利を強く求めていく必要があるかなと。今後の方向性として問題があるかなと。最高法規である憲法ができてからも続いてきたという、それを許してきた自分たちの反省と、これからの行動が問われているのではないかとということがあって、書かせていただきました。

●窪会長

問題になったのは、手術当時は違法ではなかったから、違憲ではないという人がいたのですが、そうではないと最高裁でそれを覆した。私は国際人権法が専門ですが、どう考えるかという、現実にも今でも当事者は苦しんでいる。すなわち被害はまだ続いていますよ、という考え方をします。そういう考え方がようやく日本の裁判所でも認められたと評価されているのだと思います。

●事務局

その部分については踏み込んだ表現ではないですが、28ページの様々な差別や人権侵害の最後のところに、トレンドなのでその事実は記載するようにします。

●窪会長

他にはないですか。では部落差別についてに進みます。原則的にこの方針案の中では、法律名に「」はつけていないですね。17ページの現状と課題の前ですが、一文で「このような中、2016年（平成28年）には～国や地方公共団体の責務が謳われている部落差別の解消の推進に関する法律が施行されています。」という箇所があります。知っている人が見たら、法律名がどこからか分かると思うのですが、初めて読む人は法律名が分からないと思います。他のところは「」がないので、これはどうでしょうか。

●吉田委員

法律名は全て「」書きにするかですね。

●窪会長

ここは表現だけですので、事務局に考えていただきたいと思います。

●事務局

全体の整合性もありますので、検討します。

●窪会長

そうですね。よろしく申し上げます。他はとくにないですか。

そしたら吉田さんの方から提起があるのでお願いします。

●吉田委員

同対審答申で謳われたように、国民的課題であるということについては、水平社ができて今年で102年目ぐらいになると思うのですが、いまだインターネット上での差別も含めて依然として存在します。基本方針策定に際しての市民意識調査の中でも忌避意識の部分が40.2%というのは、かなり高い数字です。

昨年、人権協会として1年間、部落差別に基づく連続講座をやりました。その中で、無意識の

差別というのは存在するというので、明らかに蔑称で相手を攻撃するのではなく、あなたに対しては何とも思っていないけど、その土地についての感じ方や考え方については無意識に蔑視している、ということ。

それと審議会でも過去市役所で起きたことについて共有させていただきました。あの時も土地への忌避意識ですよ。市民課で問い合わせたというのが10年前のことでした。これは大変な事案だということで、その後の基本方針の課題で、どうしたらこういうことをなくせるか、ということを全庁的に課内会議までやってきた経過があります。

改めて意識調査をしても、4割強の人がそうした意識をもっているとうことは、ここに書かれているように、根強い。力を入れていかないといけない、と強調する必要があるのかなと思いました。最近行政の中でも同和対策という表現は出てこないですよ。人権の一部としての部落差別というイメージとして捉えています。これは同対審答申で国民的課題と言いつつ、国がその解消に向けて、責務を果たさないといけないと文言に書かれているところです。行政としての腹づもり、姿勢が問われているのではないかなと。そういう意味ではこの数字は高いと思います。

●窪会長

おっしゃったように土地に対する忌避意識というのは書かれてあったのですが、地域によっては名字を見たら出身が分かってしまうという地域もありますよね。結婚の時に土地が分からないから興信所を依頼するということもあります。それは減ったと考えて良いでしょうか。私は全然減ったと考えてはいないのですが、他の故意に探すという行為は減ったと言っはいけないのかなと思うのですが、ご存じてあれば教えていただければと思います。

●吉田委員

インターネット上の権利侵害がありますよね。明らかにそう思われる地域を映像にして、このへんが部落だと流布しているということがあります。忌避意識とあわせて、積極的に明らかにしようとするのは、そこに住んでいる人は皆部落の人だという決めつけや、その地域はそういうところだという偏見が助長されるようになっていっているのです。自分がどこで生まれたかということをお話することがなかなかできない。

映像で映されて、あの人はここで生まれたんだということをお話されたり、興信所を使って身元調査をしたり。今は公にはできないことにはなっていますが。そういう実態がありますし、裁判も続いていますよね。新たな展開にはなっているけれども、他の市ではどうか分かりませんが、少なくとも被差別部落のないうちの市で高い数字が出ているのは由々しき問題で、他から引っ越してくる際に、関心をもってそういう問いかけがあれば、窓口でどう対応していくか、啓発をしていくか。不動産屋もそうですが。

●事務局

前の調査と数値的には変わっていない。これは四條畷市民への調査ですけれども、他の市町村の事例ですが、例えば家族が部落出身の人と結婚する場合など人間に対しては数字の改善がみられるのですが、土地に対しては他市でもこれぐらいの数字になるということ。ということで、この書き方をさせていただきました。実際昔は市民課にこうした問合せがあったようですが、SNSが進展してくるによって、アウトティングということでインターネット上

でさらすという形に変わってきています。実際には差別事案は減ってきてはいるけれども、内容は変わってきていると思います。

今後そこでの対策が必要になってくるということで、インターネット上での権利侵害を今回入れました。土地については四條畷市に限らずということですよ。

●窪会長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは次に外国人の人権についていきます。

とくにありませんか。

では、インターネットに関する人権侵害にいきます。

●平田委員

四條畷市では電子投票をしていましたよね。2点ほど重要な問題があります。

1点が、もし運営側が不正をしていたら気がつかない状態であること。もう1点が、誰が投票したかがばれてしまう。

というのは、ログが残りますので、どこで何時にどの投票が行われたという記録がおそらく残っていると思います。運営側の人等、万が一に誰かが時間を見て照らし合わせたら、誰がどこに投票をしたのか分かってしまうというおそれがあります。

タブレットが置いてあって、投票が終わったら運営の人が操作をして、初めの画面に戻す作業をします。不正をしないから大丈夫です、とのことでしたが。

話がずれるかもしれませんが、2点心配事として言っておきます。

●窪会長

ありがとうございます。では次に性的マイノリティの人権についていきます。

ありませんか。

●森田委員

24ページの「マジョリティ」という単語なんですが、一般的な言葉なんですか。

●事務局

性的マイノリティが少数派という意味に対して、多数派という意味で世の中に出てきている言葉です。性的マイノリティがあまりにも有名になっているので、その反対語として出てきているのかなと思います。

●窪会長

いかがでしょう。森田さんとしては「多数派」に変えたほうがよろしいでしょうか。

●森田委員

いや、私は何だろうなと思っていたのですが、普通に書かれているので一般的なのかなと。

●事務局

確かに分かりにくいかもしれないですね。マジョリティだけが出てくることはなかなか少ないので。

●森田委員

注釈などがあると助かるかなと思います。

●窪会長

ありがとうございます。

他はありませんでしょうか。では次に職場に関する人権について。

●吉田委員

これは行政の基本方針ですよ。一般的に市内の事業所に対しても言っているのですが、役所内部における人権はどこで位置づけるか。兵庫県の話ではないですが。職場というのは自分たちの足元、役所も含めたと捉えていいでしょうか。

●事務局

四條畷市が抱えている問題であるとか、行動指針という書き方になっているので、確かにおっしゃるように、この9番に関しては商工会など外部寄りな書き方が多いかなという気がします。

基本的には市が取り組んでいく方向性を定める方針ということにはなりません。

●吉田委員

役所も事業所も職場ということですね。

●事務局

市内部のハラスメントや人権については第3章に職員研修としてふれてあります。

●窪会長

私がお聞きしたいのは27ページの上から2行目の連携協力のところには、労基署は入れなくていいでしょうか。ないならないで構いませんが。

●事務局

特別取り上げずに「など」に含めています。あまりないですが労働関係の問い合わせがあった時に、市ではどうしても対応ができないので、労基署をご案内するんですけども。

●窪会長

分かりました。28ページのそれでは様々な差別人権侵害について。とくにないですか。

第3章にいきます。1節ですがコンパクトにきれいにまとまっていますよね。

相談関係の人たちは、横の連絡会議みたいなのはあるのでしょうか。人権協会とか人権擁護委員の関係ですとか。

●事務局

人権・市民相談課で言えばDVを所管しているので、DV関連の担当者会議があったりします。人権・市民相談課ができた経緯というのが、なるべく窓口をワンストップ化するためというのがあって、消費相談も受けたりしています。

福祉的な部分は、国の方針が変わって、重層的支援事業で、どんな相談者であっても断らない、連携してやるというのが来年度から始まります。いろんな相談があって単独の部署で解決しないということも多いですので、適宜連携をしながらやっていくという状況です。

●窪会長

ありがとうございます。他になければ2節にいきます。

35ページから39ページまでまとめていきます。

●吉田委員

39ページの職場の人権で、行動指針では職場における人権啓発の推進というのがあるん

ですよね。職場でのパワハラ、セクハラ含めて相談として受ける部分は各事業所単位だけでしょうか。啓発というのは、あくまでそれぞれの職場における啓発ということですよ。

●窪会長

他のところは啓発プラス相談救済をつけているんですが、ここは救済をつけなくていいでしょうか。セットですよ。

●事務局

受け皿としては、市内事業所であつたら市でやっている、人権なんでも相談とかになってくるのかなと思います。

●窪会長

問題なければ、相談のあとに救済窓口をつけた方が一貫していいのではないのでしょうか。

●事務局

34ページの救済に向けた相談体制のところになんでも相談の相談窓口があるということを書いているので、39ページのところではあえて書いていないと思います。また全体をみて調整します。

●窪会長

では第3章、4章のところに行きます。

●事務局

1点事務局から補足ですけれども41ページの最後のところに、今後この審議会の中でこの方針に即した市の取り組みについてご意見をいただいて、関係部署にフィードバックしていくという作業をこれからもやっていくかたちになるのですが、その状況について毎年度公表していくかたちに変えています。前回までは努めますとしていたのですが、ここについては10年経って前進したということになります。

●窪会長

よろしいですか。

それではそのほか42ページから用語解説について何かご意見がありましたらどうぞ。

●河江副会長

アウティングとかのページ番号の記載が全部ずれてきています。

●事務局

全体を修正していたら、またページが変わる可能性があるので、最終的にチェックします。ありがとうございます。

●窪会長

全体的なご意見やご指摘等ありましたら、いただけたらと思います。

他ありませんか。まだご発言していない方で、ご感想やこれからの改善点や反省点がありましたらどうぞ。とくにないでしょうか。

それでは、昨年からこれまでの間、この審議会でも議論を行ってまいりました、この四條畷市人権行政基本方針の改定案について、本日いただいた様々な意見や付帯的に市に対して意見を申し上げる内容など、最終的な文言は私に一任いただいた上で、本審議会からの答申として市にお返しさせていただく、ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。それでは私の方で、事務局と調整させていただき、答申書を提出させていただくこととします。

最後に「その他」となっていますが、みなさま方、事務局含め何かございますでしょうか。

●事務局

事務局からスケジュールのご案内ですが、最初の資料番号1のとおり、本日の会議後に会長と調整をして答申書を作成していただき、それを受けて来年度4月の中旬庁内の専門部会を経て、5月中旬に市長トップの本部会議で報告をさせていただいて、成案化するというかたちになります。成案化したら、みなさまにフィードバックをさせていただきます。それ以降につきましては新しい基本方針に基づいた市役所の取り組みを集約させていただき、下半期に審議会を開催させていただき、毎年行っている進捗管理をさせていただきますので、また日程調整をよろしく願いいたします。以上です。

他にありませんか。

皆さま、ご議論ありがとうございました。

それでは、本日の予定案件は全て終了いたしました。今回の議事録につきましても、従前とおり、事務局が作成したものを皆さまに一度ご確認いただいた後、最終的に私に一任ということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。

最後に、みなさまのご協力いただきありがとうございました。みなさまの方から積極的に建設的な発言をいただいたおかげで、市政に反映させていただき、すばらしい四條畷市に一步一步近づいていると私は確信しております。私自身、学者として皆様との交流により学ばせていただいておりますので、ありがとうございます。

今日の意見も反映させていただき、その実施について、これから相談関係の方の中でも、団体同士でも情報交換をやっていただけたらと思います。頻度がもう少しあればと思っておりますが、そうした内容を市政に反映していただけたらより良い方向に発展していくと思います。それでは、本日の会議はこれで終了といたします。長時間ありがとうございました。